

「領政改革」概念の提唱

——近代日本国民国家形成史の一齣——

藤田貞一郎

- 一、問題の所在
- 二、幕藩体制史観懐疑論の動き
- 三、「国益」思想と領国経済の自立化
- 四、国民国家と貨幣システム
- 五、東アジア世界における日本社会
- 六、「領政改革」概念の提唱
- 七、日本型国民国家形成への動き

一、問題の所在

今日、我々日本人の殆どは、徳川時代は幕藩体制社会であった。あるいは統一国家であった、神道の司祭としての天皇の権威―権力とは言わないまでも―が連綿として奈良時代から続いていた、かのように思い勝ちで、国

民国家 (nation state) の人類史に占める位置を考察の基底に据えた、事の流れの整理を、閑却して来た嫌いがある。

Mark Ravina の *Land and Lordship in early modern Japan* (Stanford University Press 1999) は、こつとした後期水戸学以来日本社会に、その思想の左右を問わず定着してしまった、徳川幕府と諸藩から成るとする幕藩体制史像に、鋭く再検討を迫る、邦文以外の用語で著わされた秀作である。この書は早速翻訳され、浜野潔訳『名君』の蹉跌―藩政改革の政治経済学―という、原著の趣旨を無視した表題で、NIT出版から二〇〇四年に公刊されている。出版社の担当者に見る知性の怠慢と営業優先が、しからしめた誤まれる表題と言う以外にない。ことほどさように、徳川幕府と諸藩から成る日本社会像は、抜きがたい歴史像として定着している。

ともあれ、ラヴィーナの原著の美点は、「幕藩体制」、「幕藩国家」という用語が広く受け入れられていることを十分に理解した上で、水林彪が提唱した用語である「複合国家」を採用したことにある。これにより、藩というこゝとばを構成要素として使うことを避けることが出来る。

藩は、しばしば歴史上の用語として使われることがあるが、当時、徳川公儀の任官や公式用語として使われることは決してなかった。明治維新前は、非公式かつ文芸上の用語であった。この史実を分析視角の根底においていることが、ラヴィーナの力量の非凡な点である。次いで水林が近世秩序における国持大名が有する固有の位置を強調するに習い、米沢(領知)、弘前(領知)、徳島(領知)を研究対象として取り上げる。その理由は、これら三つの大名領が明治維新に際してほとんど何の役割も演じなかったことに着目し、大名領の自立という問題を、徳川公儀の崩壊過程から切り離して論じようという問題意識が故であった。

ラヴィーナは、各大名領国の族籍構成のちがいに着目し、徳川期の政治経済の動きを、その角度から観察、整理、分析する。人口動態とプロト工業化が政治に与えた影響を、これら三つの大名領の史実を通して検証する。

プロト工業化は、一六世紀に生まれる戦闘集団たる侍身分の精神のあり方、それに日常的な市場の動きに対する関心とは無縁のところ成立する、行政職独占の正当性に、問題を提起するに至る。

国持大名は広い意味で地域の利害を守る、すなわち「国家」に奉仕し、「領民」に仁政を施す偉大な領主であったが故に、その新たな課題に対応し得た。すなわち、徳島(領)は藍玉の生産と輸出に大きく依存することになったので、「重商主義」政策の方向を選ぶことになる。米沢(領)も、米沢織について同様の方向を選ぶ。これに対し弘前(領)は穀物生産に依存する面が、極めて大きく、経済成長とは米の増産を意味していた。

プロト工業化に対応する知的挑戦の中から登場する、価格・利潤・市場に関する専門知識を集約する概念用語が「国益」である。が、ラヴィーナはその必要性を認識してはいるが、また、そうした概念の欠如が、徳島(領)の一八世紀初期の政策に一貫性を与えなかったことを指摘しているが、「国益」概念さらには「御救」概念については、あまり関心を示していない。米沢(領)についての記述に「モラルエコノミーの再建」という項目もあるだけに、この点は今後の成果を期待することにした。

それはともかく、英語圏の研究者に著しく欠けていた関心領域すなわち、一七世紀徳川政治秩序確立期と一八五〇年代、六〇年代の、その秩序の崩壊の間の二世紀に焦点を絞って研究を進めたところに、ラヴィーナの書物の創造性と学界への貢献がある。

その発想を支えたもの、それはプロシアがドイツなのではない。初期近代ドイツ史と近世日本史には興味深い共通面があるという歴史認識である。この認識が、徳川政治秩序の崩壊を、ヨーロッパの秩序をも大きく変えた、近代ナショナリズムの衝撃、国民国家創出の人類史の動きに結びつけることになる。この指摘に、私は異論はないが、近世・近代の日本社会については、アジア、厳密にいうと東アジア世界の枠組を忘れてはならないというのが私見である。明治三年の対朝鮮政策三箇条伺、明治六年に批准される日清修好条規が対外的には天皇ではなく皇帝と称することで決着をつけた史実を無視するわけには行かぬからである。

私は、本稿を「領政改革」概念の提唱―近代日本国民国家形成史の一齣―と題して秃筆を運んでいるが、近世史叙述に際しての基本用語「概念のひとつである」「藩政改革」は「領政改革」へと変更すべきであるとする持論

に、ラヴィーナの、初期近代ドイツ史と近世日本史には共通面があるとする主張は、深く共感を覚えさせるものがある―これから領国経済の自立化と「国益」思想について、私見の整理を試みるに際して、十分意識している論点でもある―。

だが、既に触れたように、同じく国民国家創出史を経験することになったとは言え、日本とドイツが位置していた、周辺の国際体制の相異は無視できない。人類は現在の国民国家体制を広く採用するに至る以前は、世界帝国と王国という国家観の下に国際秩序を構成した。だが、ユーラシア大陸の西の地域ではローマ帝国は早く解体してしまっていた―ただし、その後、国民国家体制が登場するまで、レーエン制とグルントヘルシヤフトを基礎におく *feudalism*（封建制）社会、ついでイングランドやフランスの諸王国や領邦国家の並存する国際秩序が存在したと言われているようである―。これに対して、東の地域では中華帝国が二〇世紀の辛亥革命まで続いていたという、看過すべからざる相異がある―既に触れたことでもあるが、天皇称号の意味と使い分けについては、先学の貴重な、実証的研究があるが、近・現代日本国家論において、十分認識されることがないように思う。本稿

においては、この研究をも視野に入れて、近代日本国民国家形成史の、大きな動きと流れを整理するべく努めたかと思っっている。

二、幕藩体制史観懐疑論の動き

右に述べたように、ラヴィーナの研究は、まことに有意義なものであるが、わが国の日本史専攻者の中に、早くから視角を同じくする研究動向があったことを確認しておきたい。

安岡重明の『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』（有斐閣、一九五九年）は領国経済の自立化を史実として明示し、中期の土佐薪取引における徳川幕府（公儀）と土佐藩（山内領知）との紛争の意義を解明している。安岡はその後もこの視角を堅持して、ドイツ史との比較の重要性を説く（「概説」安岡他編『日本経営史Ⅰ 近世的経営の展開』岩波書店、一九九五年）。新保博はその著『近代日本経済史』（創文社、一九九五年）で、「多重国家体制」という用語をもって、近世日本社会を説明する。渡辺浩は『東アジアの王権と思想』（東京大学出版会、一九九七年）で、「幕藩体制」に代えて

「徳川政治体制」なる用語の採用を提唱する。三谷博は『ペリー来航』（吉川弘文館・二〇〇三年）で徳川公儀なる用語で一貫する一方、時に彦根、会津の二家とも記し、大名の連合国家とも表現する。

朝尾直弘は、近世日本における「公儀」概念を本格的に検討対象として取り上げ、「江戸時代、幕府をさして公儀と呼び、藩もまたその支配領域においては公儀と呼ばれていた。藩を公儀とした場合、それより上級の公儀の意味で幕府を大公儀と呼んだ」、また「藩の公儀が幕府の公儀に全面的に没収・包括されることなく存在しつづけた事実への留意」（『將軍権力の創出』三一九ページ、岩波書店、一九九四年）の必要性などを指摘している。かかる近年の動向に先んじて、幕藩体制史観の流れに疑念を呈した数少ない研究者の一人に宮本又次が居る。先ず該当論文を引用する。

江戸時代大名領地を基礎とする社会のことを藩と通称しているが、しかし当時において、藩とか藩主・藩士・藩校・藩学・藩風という風な言葉は殆んど見つかからないのである。何々家御家来とか、御家中という言葉はある。また御領分・御領内・御領所という語もある。しかし、藩内とか、藩主とかいういい

方はあまり聞いたことがない。つまり人的主従関係としての御家中Ⅱ家臣団はある。また物的関係としての御領分はあった。そうしたものはあったが、藩という具体像は早くから現実に浮かび上がって来ているかどうか。意識としてそういう領国が浮かび上がることはあっても、それも中期あるいは末期になってからではないであろうか。『復古記』中には藩という字がいくつか出ているともいうが、それは慶応年代のことである。藩札はあっても用語としては「札」とのみだった。例えば日本銀行の貨幣標本室に「藩札引替所」の木の掛札が展示されているが、あれは太政官のものである。つまり明治初期になってからの称呼である。廃藩置県とか、知藩事の言葉があるが、これも明治になってからの名称である。御領分を中心として形成される地域社会を学問上の用語として藩といっても勿論差支えないが、江戸時代の初めから藩という名称がはっきり浮かび上がっているとは思えない。私は比較史的に見て、日本の封建社会を純粹封建といってよいか、疑似封建といってよいか、きめてはなかなかないと思う。もししいて比較する必要があるならば、独逸と比較するの

が一番よいと思うが、所詮比較は比喻にすぎず、考えれば考えるほど解らなくなってしまう。

右の引用文は、宮本又次が編集した『藩社会の研究』（ミネルヴァ書房、一九六〇年）に、自ら執筆した巻頭論文「藩社会の構造と変動」の第一節「幕府と藩」と題する部分からのもの（五ページ）である。この冒頭の発言に続いて、京口元吉の「徳川幕府体制の一考察」（『史観』第三十六冊）をも参照しながら、さらに注目すべき議論を展開する。例えば、

大名なる語は戦国時代からあるが、それに家門・譜代・外様があり、また国持大名・準国持・城主・領主があつて、そうした諸大名が「公儀」をあげたのである（八ページ）。

また、こういう議論も記す。

用語としては、はっきりしなくても、事実として藩が早くから具体的にあつたことを否定するのではない。そして寧ろこの藩―引用者の藤田が思うに、宮本の議論は、これ以後の「藩」なる用語は「領分」あるいは「領国」と置き代えた方が、論旨が分かり良い―をやがて国家と考える思想が形成されて来たのではないか。領国経済を結晶化し、その財政対策から移出入の balan

スを考える領国経済思想があらわれて来たのではないか。福岡の上野勝従の『存寄書』などはそれを示しているのである。国産や特産物の産出を全国市場を意識して出すようになって、藩際的な関係からますます藩を国家として経営・企画していく考えが出て来たのではないか。中期以後、そして幕末になって藩営専売仕法なども盛んになってから、かえってますます藩というものが浮び上がって来たのではないか。いわば「藩富」の形成である。藩としてコンモンウエルスが出来て来たわけだ。単に領内の貢納物を商品化するというのではなしに、国産として藩際市場に供給するに至って藩を国家とする考えが強まって来るのではないであろうか（八ページ）。

それから、さらに一箇所、重要な発言を引用しておく。なおまた江戸時代一口に天下国家とっているが、思うに天下と国家とを区別していたのではないであろうか。つまり国家は大名領域の地域社会で、国産とか国産会所とかいう称え方は国家の意識からでている。（中略）国家に対して天下は日本全国をいうのであって、天下と国家は明らかに二元的に対立している。幕府が始終硬貨主義で、ついに紙幣を出し

得なかつたことと、藩が藩札をもって信用貨幣の段階に進み得たことを考えて見るがよい。つまり天下はいまだ自然的経済の支配する社会であり、国家は既に意志的経済のものになっていたと云えよう。国家意志の結晶は藩単位でのみなされ、天下の意志は間接にしか国家に及び得ない。いわば連邦的な体制であつたと思う（九ページ）

右の引用文に窺われる歴史認識に基づき、「藩社会」という用語を造語・提唱し、その基本的構造を史料に基づき説明すべく、その門下生を誘導し、編集した著作が、『藩社会の研究』であつた—これとは別に、最近、深谷克己は「藩世界」という用語を造語し、その同人とともに、幕藩体制の原理と見なされる諸要素が、どこまで大名領国に貫徹しているかを検討するのではなく、「藩世界」に存在し生起する現象の側から「認識の幅を広げて行こうとしている（『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年）。深谷とその同人の研究は重要な方向を指示するものであるが、政治・文化を軸に「藩世界」を叙述するのが、特徴である—。

ともあれ、宮本は京口元吉の研究成果を手がかりに、藩なる用語の用法について、その通念に疑問を投げかけ、

藩社会の構造と変動を実証的に解明することの必要性を説いた。宮本は深谷とは異なり、「藩社会の商品流通」「藩の経済政策とその変化」、「国家の意思性と天下の自然性」、「大阪市場の多面性」という、その論稿の項目にも窺われるように、自立した経済社会としての側面への関心が強い。

この宮本の学風の中から、幕府と諸藩は百姓＝農民に對して、決して一枚岩の支配権力として君臨したのではない、そこには、経済統制をめぐる幕藩対立が生じて来た主張する、先述の安岡重明『日本封建経済政策史論』が生まれた。この安岡の業績に触発されて、宝暦・天明期における藩経済の自立化・国産物自給自足政策の出現を手がかりに、「国益」思想の意義と構造の解明に乗り出したのが、私、藤田貞一郎の『近世経済思想の研究』（吉川弘文館、一九六六年）であった。だが、安岡が副題に「経済統制と幕藩体制」、藤田が「国益」思想と幕藩体制」と副題しているように、両者とも通念の幕藩体制という用語法になおまだ従っている。

安岡は当時の通念―現在も通念であると言うべきかも知れないが―に従って幕藩体制という用語を使用しているが、既に、ラヴィーナの問題意識・着眼点と共通面を

有する発言を、その『日本封建経済政策史論』中に記している。左に引用する（四五～四六ページ）。

江戸時代史の研究で現在軽視されている点の一つに、幕藩体制をとって全国の土地人民を支配している幕府と、その一定の制限の下に土地人民を支配する諸領主とを、等しく領主階級と規定し、研究にあたって両者を等質的なものとみ、従って両者の間に存在し拡大する矛盾対立にあまり関心が向けられなかったことがあげられる。もちろん幕府と領主を領主階級とし等質的なものとみなすことは正しいし、研究対象によっては問題を簡単にするためには、必要な規定の仕方である。そうした研究分野として例えば農民一揆のそれをあげることができる。しかし幕藩体制を支配階級の被支配階級農工商に対する支配の体制とのみ考え、そうした態度をとり続けることは、問題によっては有害でさえある。というのは、明治維新は、基本的な政治過程としては領主階級の内部的な戦い、すなわち幕府と諸領主の抗争のうちに実現されたのであるから、幕藩体制のうちに存在した幕府と領主の間の矛盾のあり方とその展開を追求することは、江戸時代史・明治維新史の研究にと

って欠くことのできない課題と考えられるからである。江戸期を通じて経済発展があり、社会経済構造が変化し、ために明治維新においてはたとえ不十分ではあっても一応、身分の廃止、産業の自由が実現され、農工商の要求するところがそうした形で実現されたのであるから、農民一揆や産業自由のためのたたかいは、高く評価されねばならないが、これらの要求が、実は幕藩の抗争をとおして実現されねばならなかった事実には、なお注目する必要がある。すなわち当時の段階においては、封建領主と被支配階級の間で存在し激化していった矛盾は、後者が前者を直接うち倒すという形ではなく、それは領主の態度に作用し、諸領主のその棟梁たる幕府への反抗（幕藩対立）という形で現れたのである。

三、「国益」思想と領国経済の自立化

安岡の、この著書から得た知識と分析視角を栄養分にして、私が最初に発表した論稿が、『藩社会の研究』に所収された「幕藩体制社会後期紀州藩の経済政策―『御仕入方』を中心として―」である。この論文の実証面を

支えたのは、堀内信が昭和初期に編集公刊した『南紀徳川史』の、とりわけ『第十二冊』（一九三二年）と、新たに採訪蒐集した「総屋方諸御用留」であった。後者の史料は、往時西陣で「日高総」として評判をとった日高総屋仲間の基本史料であり、南紀徳川氏領分の江川組大庄屋瀬見善水家に伝えられて来たものであった。この史料を通して、「御仕入方」＝南紀徳川氏なる大名領主権力による、領国外における国産物販売への具体的干渉の実例を確認することができた。上記二つの資料を基にして、この論文で私は「御救御仕入方」から「御国益御仕入方」へとの政策理念の変化を、初めて指摘した。

すなわち、『南紀徳川史 第十二冊』に所収の文化五年（一八〇八）の「進達書」（三七一ページ）には「御救御手当ては勿論、諸産物之交易御国益にも相成候処を目当てに仕一同丹誠仕り候」と、御仕入方政策の変化を示す一節がある。

この変化の画期をなすのが、文化三年に始まった財政改革である。この時、知行高四〇〇石の堀江平蔵が御用御取次に登用され、改革の重任への一歩を踏み出す。一方、「富国存念書」の著者として著名な仁井田模一郎（好古）が「御前ならびに学校御用これなき節は、折々御勝

手へ罷り出て当用の難事見習い申すべきこと」と命ぜられたのもこのときのことであった。堀江平蔵は「経済の儀は自分かねてすぎなる事」であるから「国脈を流通し、諸官を整理し、吝を止め儉を行ない」、怠りなく職務に励むと、その決意を披瀝したが、同年八月惜しくも病死した（『南紀徳川史 第二冊』四六一―四六九ページ）。その後の領政改革の展開は、史実が語る通りであり、堀江平蔵個人の主観とか実践行動とは何らかかわりない。まさに時代の流れに対応して、大名領主権力が必然的に実施せざるを得ない類のものであった。文化三年が、南紀徳川氏の領国支配方式の画期をなすというのは、こうした意味合いにおいてのものである。

ここに南紀徳川氏なる大名領主権力の政策当局は、財政改革の一環として、先に引用した「進達書」にもあるがように、御仕入方の改革を試みる。その一つとして御仕入方役所の開設地を、領内については従来の山間僻地に加えて先進地帯にも求めることになった。さらに、領外については江戸・大阪・堺・京都をはじめとする各地に、御仕入方役所を設け物産Ⅱ「国産物」販売による利益の拡大を図った。これに伴って、取扱商品も多様化し、これまで中心となっていた林産物に加えて農産物や

手工業製品が、その数を増して行った。文化十年の「進達書」は、紀の川上流の橋本に御仕入方役所を設置することに關する文書（『南紀徳川史 第十二冊』三八五―三八六ページ）であるが、その一節も重要であるので、左に引用する。

産物交易之儀手広取計、下々御救に相成候様橋本へ御仕入方取建、吉野郷材木仕入其外御救肥手之世話等、御代官内存之通手質又者肥し等貸渡遺候得共、御救にも相成其外他所へ国益を取られ候品にも相考、御国益御救に両全之業に相成候様取計可申心得に御座候

以上、略述した史実、史料の発見と認識が、今日に続く、私の国益思想研究の出発点であり、また「領政改革」概念の提唱―近代日本国民国家形成史の一齣―と題す本稿の立脚点でもある。

ともあれ、この論文に始まって以後、『日本経済大典』所収文献の中に、従来の幕藩体制史観・日本統一国家史観のために見すごされたものを手がかりに開拓の鋏を打ち込む一方、未発掘の史料紹介作業を続けた。しかし、階級闘争史観、人類史に稀な古来からの天皇制統一国家像が通念として強大な余り、左右いづれの思想の歴史家

も、私の史料紹介論文を批判の対象としてすら考えることはなかった。そうした研究史雰囲気の中で、深谷克己は「論理構成論証ともに試論的段階」のものではあるが、何か「無視し得ない意義」はありそうだと評価を下した(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題』青木書店、一九七四年)。これは有難いことであつたが、深谷は近代経済社会の成立過程には余り関心がないようで、「御救」概念についての、自分なりの体系化には努めるが、「国益」概念については未だ関心を示していない。私は「御救」・「国益」両概念を、ひとまとまりの対概念として、とらえることから、日本社会の思想史の大きな流れのひとつを把握することが出来るのではないかと思つている。研究活動を始めた時には全く知識をもたなかつたのであるが、図らずも同じ頃に公表されたといわれるE・P・トムソンのモラル・エコノミー論は、ポリティカル・エコノミー論と合わせて、比較対象として、現在、私は明確に意識するに至つている。

ここで、次の二点の引用をしておくが、本稿の論旨を混乱させることはないと思う。ジョン・ロビンソンは『経済学の考え方』(宮崎義一訳)(岩波書店、一九六六年)でこう記している(一九八ページ)。

経済学の本質そのものが、ナシヨナリズムに根ざしている(中略)それ(経済学：藤田注)が政策問題に照明を投ずる望みでもなければ、決して発達しなかつたであろう。

シユムペーターは『経済分析の歴史I』(東畑精一訳)(岩波書店、一九五五年)で、十五世紀以後の行政顧問官と時事問題小冊子論客を研究素材にとりあげて、こうも言う(二九七ページ)。

これらの文献は決して論理的ないしは歴史的な一体をなしているものではない。これを著わした人々は、自然法の哲学者とは異なつて、なんらの同質的なグループをも形成していない。しかし、それにもかかわらず、彼らの間にはすべて強調されるを要する一つの連鎖が存するのである。すなわち、彼らがすべて経済政策のその日その時の実際問題を討議したと、そしてこれらの問題はまさに興隆しつつある**国、民、国家**(傍点原文通り：藤田注)の問題にほかならなかつたことである。

まことに経済学的思考は、美学的思考や数学的思考と異なり、それは本来政策的思考である――「国益」思想を手がかりに論理を構成し、大名領国の自立化を論証しよ

うとする私の思考法の基盤のひとつはここにある。

この「国益」思想は明治期にも何らかの意味合いにおいて、連続して観察・確認できる筈であるということは、一九六〇年代の後半にはほぼ確信となっていた。渋沢栄一の論説、「協救社行義草稿」、「近藤家伝」の存在を知っていたからである。何とか分析対象の範囲を抜けねばならぬと考え続けていたところ、逆井孝仁立教大学名誉教授の教示は、『明治建白書集成』を利用すべしということであった。この史料から、明治新政府が国益につき良い考えがあれば建白せよと全国に到達したという、これ迄無視されて来た史実、西村郡司や岸川才一郎の論説、ことに後者の、「基代」という原材料費概念の上に、「職人」の「稼キ」を「国益」と捉える、すなわちストックのみならずフローをも国益と理解する、当時の日本社会の民衆の経済思想状況を確認することが出来た(藤田『国益思想の系譜と展開』清文堂出版、一九九八年)。

このような大名領国経済の自立化の中に登場する「藩国家官庁エコノミスト」の、国産振興・交易を通して国益拡大に努める経済政策論の中に、国益経済学の大成、体系化の方向が認められるとして、私の国益思想研究を肯定的に評価したのが、西川俊作であった。が、金融手

段の側面についての史実の究明が不足していると批判を加えた。

この批判は率直に受け入れ、その後は明確に問題意識として脳裡に収め、『紀州藩における藩札の史料収集と研究』(日本銀行金融研究所、一九八九年)、それに『田辺市史』の調査・執筆活動を通して、大坂金相場・和歌山金相場・田辺金相場の存在という史実を明確にするこゝが出来た。各大名領国は、いわゆる藩札の発行に見られるごとく、固有の通貨流通圏であったという事実認識である。

西川俊作は『日本経済史 2 近代成長の胎動』(岩波書店、一九八九年)に寄せた論文中に、渋沢栄一の「自分が備中の往返に備前の岡山を通行して少しの藩札を受取ったが、国境を越すと通用せぬから、その領内に使ってしまったねばならぬというので、入用でもない物を買った」という回想を明記している(二一―ページ)。岩橋勝は『近代日本物価史の研究』(大原新生社、一九八一年)の三〇六ページと三〇八ページで、様々な領国札の「御国端」での流通と、その交換に際しての金相場のちがいについて、史料を提示している。山崎隆三は『近世物価史研究』(塙書房、一九八三年)の三九九

ページに、土佐・大坂・和歌山の金相場の違いについて記述している。

いわゆる藩札の、人類貨幣史上における位置付けについて、黒田明伸『貨幣システムの世界史』（岩波書店、二〇〇三年）一四〇ページの指摘は、まことに興味深く、国益思想を大名領国に視点を据えて、その成立と展開を追求する必要性を保証していると、考えている。黒田の一文を引用する。

近世日本では幕末を迎えるまでは、藩の重商主義的殖産と関わる後期藩札のような形でしか地方的通貨は盛行しなかった。(中略) 支払協同体(通貨形成のための自己組織化)が優っていた「中世」日本から行政権力による他律的な貨幣供給とそれを補完するための閉鎖的な地域団体(町村)内部の融通関係の発達とを特徴とする「近世early modern」日本へと構造転換(後略)。

四、国民国家と貨幣システム

人類史における国民国家(nation state)成立史に、貨幣システムのありようの視点は、欠くべからざる視点

である。

通念による日本史記述では、鎌倉幕府・室町幕府・徳川幕府―幕府という用語の妥当性如何についての議論はここでは省く―と言うが、貨幣高権の有無の視点で整理すると、前二者と後者は明らかに異なる。前二者は統一権力の実を有していなかったことが、その理由であると断定して良いであろう。

黒田明伸は、前掲書の「第五章 海を越えた銅銭」で「環シナ海通貨共同体」という概念を提唱し、その解体、それを日本社会に関しては寛永通宝の大量鑄造(一四六ページ)と関連させて論じている。

ところで、後者の徳川幕府は前二者の幕府とは異なり、金銀銭三貨の貨幣高権を有していたから、統一権力であったと一応は規定できるが、国民国家形成史の視点から子細に見ると、精密な考察が必要であることに気付く。

通念として東日本の金遣い、西日本の銀遣いという理解がある。岩橋勝によれば、西日本から日本海沿い北日本を中心に広範囲の銀経済圏が存在していたという。いずれにしろ、当時の東アジアにおける国際通貨が銀であったこと、これが徳川幕府が銀貨を容認せざるを得なかった理由であると、近年の貨幣史研究は確認している。

徳川將軍家は公儀として「環シナ海通貨共同体」からの離脱、すなわち中華帝國から自立した社会体制の構築を、少なくとも貨幣システムの面で試みたことは間違いない。朝尾直弘が早くから意識して指摘したこと、すなわち公儀はいわゆる寛永鎖国令の時期に、錢貨として寛永通宝を大々的に鑄造し、この寛永通宝と銘打った錢貨が、その後、元号を改めてからも幾度か鑄造され、これは天保通宝が鑄造されるまで他の錢貨には觀察されることのない異例の措置であったという史実とその解釈は重要な論点である。

東アジアあるいは環シナ海、どちらでも良いのだが、こういう国際関係・国际社会の中での、日本社会の国民国家形成史という視点が極めて重要だと考えるからである―こうした国際関係の視点を欠除した、日本社会の唯我独尊的一国史観に立脚する国民国家形成史は、史実から遊離しているだけでなく、有害ですらある。先述した天皇称号と皇帝称号の使い分けの史実も、連綿たる東アジアの国際関係史の知識を抜きにしては、理解不可能である―。

ともあれ、徳川將軍家が公儀として、貨幣高権の占有者として、貨幣システムの統一に乗り出したことは、日

本社会に則して国民国家形成史を大局的に整理把握する際、極めて重要な史実であるが、この後、近世中期以降「札」すなわち今日いうところの藩札が各地で発行されるに至ったという史実、これまた重要な史実である。日本社会は、それ故、以後改めて明治十五年（一八八二）、日本銀行の成立により今日に続く統一通貨制度を確立させねばならなかったのである。徳川公儀の政治経済体制が、日本社会の歴史に占める、統一権力としての内実は、このような有様のものであったということを確認して置く必要がある。

以上、公儀たる徳川將軍家は通貨統一を図るが、東アジアの国際通貨体制の現実を無視するわけには行かなかった。それだけでなく、大名領国経済自立化の進行に伴う「札」いわゆる藩札の登場によっても、その統一権力の実態がいかなるものであったかを、知らしめる。すなわち統一国家というものではなかったという認識に迫られるのである。

いわゆる藩札の発行を必要とさせた重要な要因として、領国経済の自立化があることは、否定できない。この自立化を必然化させた制度的条件のひとつに、家綱・綱吉政権期を分水嶺とする大名領国に対する改易・移封・

転封の激減がある。これ迄は、家臣団とともに、戦鬪集団性を基盤とする、土地人民支配の官僚群として、公儀により派遣された大名領主群は、今や郡県制ならぬ封建制に基づく支配構造を、当時の日本社会に定着させることになる。

本節を閉じるに当たって、化政文化の基調は「藩」国家の形成であると主張している林屋辰三郎の所論を書き留めておきたい。

「藩」の存在を封建的割拠性においてのみ認識し、幕藩体制を固定的に把握したところで、近世ははなはだしく暗黒なものとして理解されてしまった。

「藩」国家の形成という事実を正しく歴史のなかに位置づけることによって、少なくとも享保改革以降の近世は、近代国家の前提として理解される点が多いのである。その意味でいわゆる近世後期は、体制の確立していた時代よりも変革の時代として考察すべきものであろう(林屋編『化政文化の研究』(岩波書店、一九七六年・四〇ページ)——ここでいう「藩」国家なる用語は、大名領国国家と解して私は引用する)。この論文集には、林屋の主張に従った一六編の論文が収録されているが、貨幣システムに焦点を当てたものは

存在しない。ただし、横山俊夫の「〈藩〉国家への道——諸国風教触と旅人——」に「諸国の法令に、寛政頃から多出しはじめていた〈国産〉〈国用〉〈国益〉の語が、飛躍的に増加するのは、文政に入る頃からである」(一二〇ページ)との認識が明記されていることに注目しておきたい。

領国経済の自立化・林屋がいうところの「藩」国家の成立は、城下町の都市構造をも変えてしまう。この点に着目して「城下町より藩都へ」という、注目すべき問題提起をしているのが、松本豊寿である。これまた重要な研究成果であるので、その著『城下町の歴史地理学的研究 増訂版』(吉川弘文館、一九七一年・初版は一九六七年)から、本稿の問題意識を補強して呉れる部分を、左に抜書する。

さて従来城下町の中央核を形成していた城郭は、この段階(幕末期——引用者注)ではっきりと封建的城地としての意義と役割を喪失したといえる。城郭部は藩主居館であるとともに、また藩庁本部の場所でもある。しかしして藩主居館に城外御殿の代行が頻繁となるにつれて、実質的には藩士の私的居館の地たる属性が次第に弱体化されるようになる。一方藩

序もその組織の拡大と分化によって、支庁的諸役所の城外への分散現象が目立つが、その中でも山口にみられるような軍營的諸庁の分散はすこぶる深い意味をもつ。要するに封建的城郭の意義と存在形態は急速に崩壊の一路をたどるわけである。つぎに問題となるのは侍町の変容現象である。もとよりこの場合といっても、いわゆる侍屋敷は存在する。しかしこの侍屋敷は正しい意味での侍町を構成しないのである。つまりここでは侍屋敷と侍町とは同義語ではないのであって、侍屋敷は高級住宅区こそ形成はしても、もはやかつての古い封建的街区ではありえない（三七八〜三七九ページ）。

あと一箇所引用しておきたい。

この新封建首都に対して、あえて「藩都」なる概念規定を与えたいと思う。「城下町」より「藩都」への転化変質を、幕末期に遷移した山口と駿府は、最も直接的にかつ強度に表示するものと解したい。（中略）全国的視野における一般城下町の後期的、幕末期的な変質現象に関する帰納的結論が要請される（二八〇ページ）——松本のいう「藩都」なる用語概念を、私は大名領国の首都として解して引用する——。

五、東アジア世界における日本社会

二〇〇〇年に出版された川勝守『日本近世と東アジア世界』（吉川弘文館）は、韃靼国から大清国へとの、日本社会における中国社会認識の転換を明確に説き、吉宗の享保改革を解釈し、位置付ける際には、中国清朝の動向を考慮する必要があるとし、爾後の寛政改革・天保改革と平板に並べて叙述、歴史を理解することに警告を発している。この川勝の指摘を、私はこう受けとめている。徳川政治体制の成長からペリーの来航までの日本の社会史は、統一国家日本一國史観の視座で、様々な史実を解釈してはならぬという問題提起であると。

川勝は、享保改革なるものは、「吉宗の中国に対する教養・知識に触発されたものという理解を提出」（二三〇ページ）しているが、この指摘は説得的だと思う。その根拠は、徳川二六〇年の歴史は、この時期にひとつ大きな画期があるということと、当時の日本社会が社会構成のあり方として、先ず念頭にしたのは中国社会であったという、二点においてである。

また川勝は、韃靼国から大清国へとの、当時の日本社

会側の認識の転換は、「時の中国をより現実的に理解しようとしていた」(二三〇ページ)からであると指摘する。これも、重要な指摘である。この頃から―太宰春台の論説はその一例であるが―幕末・維新期までの識者の論説に現れる表現、すなわち、かの国は郡県制、本朝は封建制という体制認識が、しばしば観察できるようになる。この認識に実を与えて行くのが、大名領国経済の自立化という現象であったと、私は考える。十九世紀後半以後、顕著になる日中の国民国家形成史の相異もここに胚胎するとして良いであろう。

郡県制という政治、行政秩序を有した東アジアの世界帝国たる大清国は、辛亥革命によって解体し、国民国家への道を歩み始める。一方、封建制という政治、行政秩序を有した辺境王国たる徳川公儀が支配した日本社会は、大名領国経済の自立化を背景に領国国家の形成という事実を示しつつ、それが故にこそカリスマとして天皇をかつぎ出し、日本型国民国家形成への道を歩むことになる。こうして、結局、日中両社会とも、人類史における国民国家形成に参加することになるのだが、日本の国民国家形成史を理解するには、東アジア世界における日本社会であったという事実認識が絶対不可欠である。

それは、以下のような事情と史実があるからである。さて、西欧に始まった国民国家形成史の動きが、ユーラシア大陸の東端を、海を隔てて位置する日本社会に押し寄せて来たことは、私ごときが喋々囁々するまでもない。欧米列強の外圧によって開国を迫られたのが、史実であった。そうした欧米列強には、皇帝を戴く国家もあれば、国王を戴く国家もある。また共和国もあった。が、ここで確認して置くべきことは、欧米列強の世界では、ローマ帝国の崩壊後、単独で外交規範を決定し得る国家は存在していない、という事実である、日本社会が位置していた地政学的状況は、これとは異なっていた。東アジア世界における文明の中心として、世界帝国たる中国社会が厳存していた。識者は、日本社会が辺境王国のひとつであることを、対外的には否定も無視もできないことは十分理解できていた。従って欧米列強の外圧によって開国するにしても、ただ一目散にその跡を追って、国民国家を創出することはできない。千年以上も前から続いて来た東アジア世界での、日本社会の、新たな外交面における国民国家としての位置付けと整備が必要であった。次に引用する明治三年(一八七〇)の「対朝鮮政策三箇条伺」(岩生成一監修『海外交渉史の視点 第三卷』

二九ページ・日本書籍、一九七六年）は、この点に関する極めて重要な史実である。

朝鮮は支那に服従し、其正朔節度丈は受居候事に御座候。就ては先支那え皇使を被遣通信条約等の手順相整、其帰途朝鮮王宮に迫り皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候て彼方にて異存可申立筋有之間敷、万一猶不伏の筋も候はば和戦の論に及候

東アジア世界における世界帝国たる「支那」¹¹大清国と同格になるということが、日本の国民国家形成史の、重要な一齣であった。しかし、右の史料に「皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は、朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候」とあるように、世界帝国と王国という国際社会観から脱し切っていない。近世日本の統一権力たる徳川公儀が、「中華としての日本」を創出するに努めた社会思想面の遺産（ロナルド・トビ「近世における日本型華夷観と東アジアの国際関係」『日本歴史』一九八六年一二月号）が、ここに姿を見せている。

対清国関係ならびに天皇称号の経緯について、明治六年に批准される日清修好条規にかかわる史実とその経過もまた、東アジア世界における日本社会の国民国家形成

史の特質を語り興味深い（山口修「天皇」称五十年『日本歴史』一九八六年一月号、同「天皇」称の系譜『佛教学総合研究所紀要』第二号別冊、一九九五年、島善高「近代における天皇について」『早稲田社会科学研究所人文科学研究』合併号、一九九二年）。山口修の指摘を引用したい。

（明治：引用者注）四年六月、清国との間に修好条規の締結を議するに及び、大日本「天皇」と称することに、清国から抗議が提出された。すなわち「天皇」称は、皇帝より尊貴なる意味を有するから認められない、というのである。折衝の結果、わが国は譲歩し、翌五年十一月の清国に対する国書においては、大日本国「皇帝」と称した。これにならって、欧米諸国に対する場合も、明治六年以後は「皇帝」と称するようになったのである。日本国の元首が公式には「皇帝」と称することは、ここに確立した。以後は昭和十一年初めに至るまで、天皇の公称は常に「皇帝」であった。よく知られている宣戦の詔勅を見ても、明治二十七年（日清戦争：引用者注）、三十七年（日露戦争：引用者注）、大正三年（第一次世界大戦・対独戦：引用者注）の何れにおいても「大日

本帝国皇帝」と称している。ただし明治憲法においては「大日本帝国天皇」と称した。これは国内の法規であり、国民（クニミ臣民であろう…引用者注）に対しては、旧来の称号である「天皇」を称したと考えられる。（中略）大正から昭和十年に至る間の条約または信認状における称号は、一貫して「日本国皇帝」であった。ところが昭和十年十月三日に公布された国際衛生条約からは「万世一系ノ帝祚ヲ踐メル大日本帝国皇帝」となる。なお同年四月には、満洲国皇帝が来訪していたことを、指摘しておきたい。（中略）

明くる昭和十一年二月から、公称は「大日本帝国天皇」に代わるのである。（中略）以後は「大日本帝国天皇」という称号が定着した。昭和十一年二月に至って、日本国天皇は内外ともに「天皇」と称するようになったわけである。

宣戦布告することなく、満州事変・支那事変と、近年しばしば使用される十五年戦争を戦う日本社会は、昭和十六年十二月八日、米・英に対して宣戦布告をしているが、この時は大日本帝国天皇の名においてのものとなったのである。なお、「十五年戦争」なる用語には、歴史の実態を理解するに際し、重要な論点を看過させる難点

があることを強調しておく。宣戦布告を伴わぬ戦闘行為である事変と、それを伴う戦闘行為である戦争に関する、当時の人類社会の約束事についてである。大江志乃夫『日本の参謀本部』（中公新書、一九八五年）の一節は重要であるので引用する。

日中全面戦争への拡大で宣戦を布告するかどうか問題になった。中立国からの軍需資材の輸入が阻害されることを理由に、陸軍も海軍も宣戦布告に反対した（一七三ページ）。

それはともかく、明治三年対朝鮮政策三箇条何に見る「皇国支那」比肩同格論、更に、明治六年に批准される日清修好条規に発する、天皇称号と皇帝称号の内外における使い分け、その後を生ずる天皇称号の、内外ともにおける統一使用という史実は、明治維新以後の日本社会の歩みを、単純なる国民国家（nation state）成立史と見ることを許さない。東アジア世界における日本社会の国民国家成立史、という視点が不可欠であることを教えている。日朝関係、日中関係の展開過程も、この視点を入れた時、初めて判然とする。明治四年の新貨条例により制度上も確定し今日まで続く、円という貨幣呼称単位の採用に当たっては、日本社会で鑄造の通貨をアジア

世界における国際通貨たらしめようという、明治新政府の意図が働いていたことは、三上隆三が『近代貨幣制度の成立 円の誕生』（東洋経済新報社、一九七五年）で、早くから指摘していることでもある。中世・近世期の日本社会が、貨幣システムとしては、東アジア世界のそれに、他律的に対応せざるを得なかったことを、ここで思うべきである――三上の前掲書（一九七ページ）から興味深い明治二年の史料を孫引する。「我貿易銀二一層ノ勢力ヲ与ヘ従来洋銀ノ専有セル地位ヲ変転シテ我貿易銀ノ有トナシ東洋地方到处該銀貨ヲ以テ各地ノ為換ヲ取組ミ百貨ノ価額ヲ擬定セシムルニ到止ムノ目的ニ有之候」。

六、「領政改革」概念の提唱

日本の国民国家形成史をその特質にまで及んで理解するには、東アジア世界における日本社会という視点が必要ということから、日朝、日中関係にまで、先走って深入りしすぎた。筆を戻す。

「二、幕藩体制史観懐疑論の動き」、「三、「国益」思想と領国経済の自立化」、「四、国民国家と貨幣システム」で略述したように、幕府と藩なる用語は当時、制度面の

公式用語として使われることはなかった。私もそうであるが、懐疑論に立つ論者の多くが、通例の幕藩体制社会像に疑念を持ちつつも、藩という用語を使用してその注目すべき議論を展開しているのが、研究史の一面である。例えば宮本又次。だが、近年、渡辺浩のように、幕府・藩という用語には問題が含まれているから幕藩体制という用語を使用せず、「徳川政治体制」という用語を採用しようという、論者も出て来た。また、三谷博は『ペリー来航』を執筆するに当り、公儀という用語で一貫している。

私は、和歌山県史の県史編纂と和歌山県田辺市の市史編纂作業の史料蒐集の基礎過程から、これに参画する幸運に恵まれ、近世編を担当し、南紀徳川氏の付家老安藤家の所領に関する、原文書を数多く閲覧することができた。それを通して知ったことは、こうである。付家老安藤家の支配する三万八千石余の所領を「田辺領」と記し、南紀徳川氏の所領を「表領」と記しているという史実である。通念化して、歴史学の学術論文でも、歴史小説・随想の類でも、常識であるかの如く頻用される「支藩」、「本藩」という用語は一切存在しない。「表領」、「田辺領」という用語は、大名の支配する地域をば、領知あるいは

領分と表現するのが、当時の約束事であったからこそ成立する表現である。

ここで、本稿の表題にも採用した問題提起をしたい。「藩政改革」という用語法は通念として定着してしまっているが、これを廃して「領政改革」とすべきである。何故なら、郡県制の趣をも有する初期の、戦闘集団たる軍団組織が駐屯・支配する政治・行政単位としての領知から、自立的な経済行政単位としての封建制の趣をもった大名領国への動きに即応した改革であったからである。こう押さえることによって、日本社会における国民国家 (nation state) への歩みを、より人類史の動きに準じて位置づけることができると思う。こうした「領政改革」以前、各大名領知に見られる改革―もしありとせば―、それは大名家の「家政改革」と押さえて、峻別すべきであろう。

この両者をひとしなみに「藩政改革」という用語で表現することは、「藩」という用語が、当時、制度上の公式用語ではなかったというだけではなく、近世日本における社会体制の変遷過程を看過させることになる、考える。

ここで、改めて増田四郎の所説に触れることにする。

本稿に記す、私の人類社会史理解における概念上の、栄養分を与えて呉れたもののひとつである。増田はその著『社会史への道』(日本エディタースクール出版部、一九八一年)で「歴史における国家の諸類型」(三一―七六ページ)を論じ、人類の歴史上にあらわれた政治的なまとまりで、一般に「国家」と呼ばれるものはいかに多様であるが、それを承知の上で「国家理念」の三つの類型として、「くに」「世界帝国」「国民国家」をあげることができるとする。本稿の問題意識からして紹介しておきたいのは、「世界帝国」と「国民国家」についての増田の概念である。前者「世界帝国」は、こうである。

絶大なカリスマ的権力をもつ政教合致の「皇帝」のもとに、壮大な首都(都城)と宮殿をつくって複雑きわまる儀礼と諸官職を置き、あのあまりにも有名な「ローマ法」や「律令制」に象徴される体系立った法典で、全土に画一的支配の体制をうちたて、皇帝への奉仕者である強大な軍隊と整備された官僚によって、多様な少数民族をふくむ広大な版図の多民族統治をおこない、人頭税や地租その他の貢租による個別的な人民支配を達成し、その威光の及ぶ限り「天下」であるとともに、みずから「世界」の中心

に位するものとの、誇らしげな意識と理念（中略）。
辺境・化外の諸民族は、いずれもみな帝国の国威に
なびいて朝貢するはずの蛮族（中国の場合の東夷・
西戎・南蛮・北狄の考えや、ローマのバルバリー
（Barbari）の思想を思え）に過ぎないのだとみる極端
な大国意識（後略）。

後者「国民国家」はこうである。

こんにちまいったく当然のものと考えられている主権
の尊厳と固有の領土および国民をもつ国家、つまり
十八・九世紀の西ヨーロッパで先駆的に形成された
すぐれて歴史的な産物（後略）。

日本社会は大化に始まり、その後断続の時もあったが、
大宝以後は、定着した独自の元号を採用し、世界帝国た
る中華帝国に正朔を奉じることがなかったことは、事実
である。だが、辺境王国として、一枚格下の国家という
意識を、権力保持者ならびに知識人が有していたことは、
まごうことなき事実であるとしなければなるまい。本稿
がすでに取り上げた史実で言えば、明治三年の対朝鮮政
策三箇条伺である。

辺境王国という点では共通面があるが、李朝鮮鮮王国
は、中華帝国に正朔を奉じ、科挙制を有する、言うところ

の郡県制の社会であり、二〇世紀に大日本帝国の植民
地として併合されるまで、封建制を経過することはな
かった。日本社会が封建制を経験したことと、決定的相異
があることに留意しておきたい。なお、中華帝国もその
最後の権力機構たる大清国が、辛亥革命によって崩壊す
るまで、少なくとも隋・唐代以後は封建制を生み出すこ
となく、科挙制を維持する郡県制の社会として持続し、
その後、人類史の大きな動きである国民国家形成史に参
入するという歩みを示していることも、あわせて留意し
ておきたい。次節「七、日本型国民国家形成への動き」で、
まとめて取りあげる、「天皇」なる権威が何故にかくも
必要であったかを理解し得る鍵のひとつが、この辺にあ
ると考えているからである。

国民国家（nation state）については、増田の定義以
外に、事の重要性から、本邦の各種辞典類に必ずと言っ
ていい程、項目として選定され、それぞれ異なる論者に
よって説明が加えられている。「共通の言語・文化・伝
統をもつ、歴史的に形成された共同体を基礎として成立
した国家を一般に指す。この意味で民族国家とほぼ同意
に用いられる。」（『世界大百科事典』平凡社、一九八八
年）という具合の説明は、ほぼ共通する。だが、事典執

筆上の制約条件の故であろうが、「バウムクーヘン史観」に立つ増田のように、その先行形態としての「世界帝国」類型を念頭にした上での説明は存在しない。『歴史学事典』(弘文堂、二〇〇五年)が、「重要なのは、これら諸国家がいずれも原則上対等な国民国家として国際社会を構成する主体になっていることである」、『世界歴史大事典』(教育出版センター、一九九五年)が、「日本の場合は、異なる藩の行政機構で分断されていた同一言語・文化の民族が単一の国家機構を形成したのであるから、統合型民族国家といえよう」と記しているのが目につくだけで、東アジア世界における辺境王国たる日本社会の国民国家形成史という史実を念頭にした説明は存在しない。日本語を母語とする日本人の研究者が、日本語を母語とする読者を想定して記述する事典説明としては、いかにも手抜きと言わざるを得ない。

国民国家なる用語、概念は近代の欧米社会からの渡来物であり、nation state の訳語として生まれたと思われる。従って、私が今手元している事典類も「民族国家ないし国民国家」(『世界歴史事典』)、「国民国家」という見出し項目の冒頭に「正しくは民族国家(『世界歴史大事典』)、「民族国家とほぼ同義」(『現代政治学小辞典

新版」と記すものもあれば、項目そのものが「民族国家(国民国家)」(『歴史学事典』)とある状態である。この状況は、この用語、概念が舶来物であることを、見事に示している。

私の英語力はまことに覚束ない限りであるが、人類史における nation state の意義を理解するに際しては、Hugh Seton-Watson の解釈に従いたい。シートン・ワトソンは、ネーションとステイトは別の物である、「全てのステイトはひとつのネーションであるとか、主権を有する全てのステイトは、ナショナル・ステイトであるという確信が、政治面の実態に関する、人々の理解のあり様を随分と惑わせて来ている」と指摘した上で、ステイト (state) とネーション (nation) についてこう定義する ("Nations and States" Methuen-London, 1977 年) — なお、sulate と nation を日本語に置き代えることは、この件では敢えて避けておきたい。

ステイトは、市民 (citizens) に対して、服従と忠誠を求め得る権力を有する法的・政治的機構である。ネーションは、その構成員が連帯感・共通の文化、ナショナル意識により一体となっている、そういう人々の共同体である p.1。

身分制社会であり、そこには市民 (citizens) が存在しなかったことは明らかであるが、領国経済の自立化を背景に領政改革を実施して行く大名領国が、ほぼここにいうステイトに当る法的・政治的機構であるとして良いと考える。ラヴィーナも注意を払っているが、こうした大名領国をば、当時の日本社会では「国家」と表現していたことが、史実なのである。

七、日本型国民国家形成への動き

山内家の支配する土佐における国家意識の成立過程に焦点を当てたルーク・S・ロバーツの「土佐と維新―「国家」の喪失と「地方」の誕生」(『年報・近代日本研究』19 地域史の可能性―地域・日本・世界― 山川出版社、一九九七年)は、領国経済の自立化を内実にする大名領国の成立史に関心を寄せる、本稿の問題意識にとり、まことに有難い表現を記述して呉れている。三箇所だけ、左に抜書しておく。

明治以来、「藩」という言葉は江戸時代の領分と家を区別せず使われているが、山内家の支配機構は、將軍権力を背景とした「家」を一つの軸とし、さら

に「公義」(現代では「公儀」と書く)として「国政」を行うことをもう一つの軸としていた。(中略) この二原理のうち、「家」に基づく公共性の概念は明治まで一貫して続くが、一八世紀半ばからは、明らかに国意識の方が強くなりつつあった(二一三ページ)。

西洋諸国による支配、植民地化等を恐れていた維新政府の指導者たちは、明治の初期からいずれ「封建」の制度を廃すべきだと考えていたが、その実行の時期は大きな課題として残っていた。明治元(二八六八)年の「府藩県三事一致の御国体」の採用は、領国から見れば「廢領国置県」の措置に他ならず、その第一歩であったと考えられる(二二九ページ)。

「国家」「国益」「国民」という概念は、近世の領国レベルで作り上げられ、一般に通用していたものであったが、明治は国民国家の建設と対外的な必要性から、これらを日本国家の独占物として吸い上げ、近世の歴史を消していった。日本は「天下」から「国家」に変わり、日本は国家となった以上、土佐の「御国家」と「御家」を潰し、土佐を「地方」とする必

要があったのである(二三一ページ)。

ルーク・S・ロバーツの見取図は、人類史の視点から、大局を良く把握していると思う。今日、琉球処分という政治・外交過程が、常識化している廃藩置県直後の翌五年、琉球王国を改めて琉球藩、ついで十二年にこれを沖縄県と改める、遅ればせの廃藩置県実施という、史実であることは極めて重要である。明治天皇制国家の道に至る主導権を掌握した人々の脳裡に描かれた「藩」概念の特質とその意義を改めて検討する必要性を我々に問いかけているという意味においてである。

それはともかく通例、薩長土肥と称される土佐においてすら、山内家の領分たるこの一国を「御国家」とする意識、概念が成立しつつあった。既述のごとく、ラヴィーナは弘前、米沢、徳島の三つの大名領国が、明治維新に際してほとんど何の役割も演じなかったことに着目し、徳川公儀の崩壊過程から大名領の自立という問題を切り離して論じようとする。勤皇か佐幕かという二分法で、当時の政治史、社会史を整理、理解するのが通念となっているが、大名領の自立化を背景に、そのどちらにも属さぬという諸大名の領国国家の動きがあったことに留意すべきである。

日本社会は、欧米列強に対抗すべく今日見る国民国家を形成することになったわけだが、天皇をカリスマとしてかつぎ出し、日本型国民国家形成史を記録することになる。そうせざるを得なかったのは、領国経済自立化の道を歩み、それなりの「国民国家」形成の動きを示していた諸大名の領国国家を統合する必要に迫られていたからであると、私は思う。

一九世紀後半に領邦国家体制を廃棄して、プロシヤが主導権を握って、プロシヤ王がドイツ皇帝の地位に就き、ドイツ統一が成し遂げられたことは、周知の史実である。この時、バイエルン王国はこれに加わらず「第三のドイツ」を選ぶという選択肢もあったようだが、(Wolfram Siemann "Von Staatenbund zum Nationalstaat Deutschland 1806-1871" Verlag C.H.Beck 1995 s.S.35-38) 結果は、いわゆる小ドイツ主義に基づくドイツ帝国の成立であった。同国を取巻く国際社会の情勢が、そうさせたのである。宮本又次・安岡重明・ラヴィーナの三者は、十九世紀の国民国家形成史における日独の類似性に着目しているが、当を得ていると思う。

いつの頃からか、日本社会の人口に膾炙するに至った漢語表現に万世一系がある。しかし、近代日本国民国家

形成に際しての、カリスマとして昇ぎ出される天皇とその家系またはその称号の歴史が、それに当らぬことは、すでに多くの研究者が実証したことである。ここでは、渡辺浩『東アジアの王権と思想』の七ページから八ページ、藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）を挙げるにとどめる。後者の文献は、閑院宮家という傍系からその地位につき、死後、順徳天皇（在位、承元四年（一一二〇）―承久三年（一一二二））以来途絶えていた天皇称号を諡号される光格天皇。この人物がいかにか君主意識につき動かされ言動・行動をなしたかなどについて詳しく説明している。この書は、また、大政委任論、王臣論の成立を内容とする、いわゆる朝幕関係の転換は、寛政期にあるとする。

ともあれ、万世不易なる漢語に範を得たと思われる万世一系という語呂の良さに聞き惚れるにとどまるわけにはいかぬ。様々な論点を、天皇称号復権史は呈示する。一世一元制も、その重要な論点のひとつである。明治元年（一八六八）九月八日の改元詔書および行政官布告により、慶応四年を明治元年とすることは従来通りの慣例に従ったが、この時、日本社会の元号制度上、初めて一世一元の原則が採用され、今日まで続く、近代日本社会

特有の時期、時代感覚、天皇との一体感が作り出されることになる。

近世日本社会では、「禁中并公家諸法度」の第八条に「改元は漢朝の年号のうち吉例を以て相定むべし、但し重ねて習礼相熟するにおいては、本朝先規の作法たるべき事」とあり、公儀たる将軍家から制約が加えられた。京都の朝廷から年号勘申案を将軍家に送り、将軍家は儒官の林家の勘例を参考として案を作り、京都に送る。それをうけて、京都では形式上別個に審議して公武同一の結論として勅定する。その結果を新年号として、京都の朝廷では公卿らに公布し、京都所司代は江戸の将軍家に送付し、公儀たる将軍家から全国の諸大名に通知し、諸国に伝達される。

右は『国史大辞典』（吉川弘文館）の該当項目の引用である。一世一元制は、この仕来たりを廃止する政策であったわけである。

欧米列強に対抗すべく、大名領国の自立化を制した上での国民国家を確立するには、天皇たる人物をカリスマとして仕立て、神格化することが必要だと考えた識者達が、権力を掌握し、仏式ならぬ神式による天皇の葬儀も作り出されることになった。水林彪『記紀神話と王権

の祭り 新訂版』(岩波書店、二〇〇一年)の一節(三七五〜三七六ページ)を引用する。

民衆の信仰は、まだ仏教ではなかったが、しかし記紀神話を教典とする神道でもなく、民衆の生きる狭い地方的空間に密着した土着の信仰以外の何ものでもなかったと思われる。このような古代日本の宗教風景は、その後も頑強に持続していった。民衆世界にも、しだいに仏教が浸透していったけれども、しかし、村の鎮守もなお健在であり、しかも、その神々は、近世の末期にいたるまで、朝廷とは無縁であり続けた。そして、その朝廷では、仏教が主流となっていた。戦国時代に大嘗祭を始めとする諸祭祀は途絶しても、即位儀はかろうじて存続し、しかもそこには、中世以来、眞言密教の影響が及んでいた。また天武以後、幕末の孝明天皇にいたるまで、葬儀は仏式で挙行され続けたことが銘記されねばならない。天智以後歴代の天皇の位牌(遺骸の前にたてられたとされる第一の位牌)は「御寺」(皇室の寺院の意)としての泉涌寺に奉安されている。要するに、死後「極楽浄土」ではなく「黄泉国」に行くことになった天皇は、明治天皇を嚆矢とし「黄泉国」は、

『古事記』および『古事記』の物語りに近似した『日本書紀』一書(おそらくは原『古事記』)にしか登場しないが故に、この神話的世界の誕生は、原『古事記』以前に遡ることができない―、今日まで、明治、大正、昭和のわずか三天皇を数えるにすぎないのである。記紀神話を教典とする宗教としての神道は、近代天皇制のもとではじめて確立した新興の宗教にすぎなかった。

近世の末期にいたるまで朝廷とは無縁の神々を祭る村の鎮守の世界、その信仰の世界に生きて来た民衆が、何故に「近代天皇制のもとではじめて確立した新興の宗教」たる「記紀神話を教典とする宗教としての神道」に、献身することになったのか。これは極めて重要な問題である。これについては、稲作を至上のものとする農耕様式と農耕儀礼に着目して説明しようとしている原田信男『歴史のなかの米と肉』(平凡社、一九九三年)は、当を得ていると思う。

民衆の側に、新興宗教たる記紀神話を教典とする神道の祭祀を司るものとして復権する、天皇を受け入れることのできる信仰の世界があったればこそ、天皇をカリスマとした日本型国民国家が人類社会に誕生したといって

良いであろう。

東アジア世界では辺境王国のひとつということ否定するわけにはいかなかった日本社会、近世中期以降、当時というところの「封建制」、本稿で頻用した表現で言うところと領国経済の自立化現象が顕著になった日本社会、この日本社会を欧米列強に伍し得る国民国家に編成替えするには、天皇をかつぎ出すという信仰面からの動きだけでは不十分である。様々な動きがここに展開することになる。

品田悦一が美事に解明した『万葉集の発明 国民国家と文化装置としての古典』（新曜社、二〇〇一年）はそのひとつである。その一節（一五ページ）を引用しておきたい。

万葉国民歌集観の成立時期は一八九〇（明治二三）年前後の十数年間に求められる。『万葉集』はこのとき、古代の国民の声をくまなく汲み上げた歌集として見出され、国民の古典の最高峰に押し上げられた。以来、百年あまりにわたり、当初「国体」と呼ばれた天皇制や、単行書だけでも五百冊以上が書かれたという日本人論なども密接に関わりながら、日本人のナショナル・アイデンティティを支えるき

わめて有効な文化装置として機能してきた。事態は、近代国民国家の形成過程でおびただしい「伝統」が發明され、国民の一体感を演出するために動員されるという、世界的現象の一例であり、それもかなり興味深い事例に属すると思われる。

右のように、様々な動き、文化装置を背景に、日本社会は人類社会の近代における国民国家として新たな装いのもとに登場する。―「国語」ということばが明治二〇年代に確立する（田中克彦『ことばと国家』一一〇―一一七ページ、岩波書店、一九八一年）という史実もまたことに重要な指標である。他の国民国家成立史については、インドネシア語の事例（ベネディクト・アンダーソン（白石隆他訳）『想像の共同体―ナショナルイズムの起源と流行―』リブポート、一九八七年）が興味深い―だが、日清修好条規批准に際し明確となる「天皇」称号と「皇帝」称号の概念上の相異、これを国際社会に対しては皇帝とし、国内においては天皇とするという使い分け、この使い分けが、日本型国民国家の特徴を見事に示す。明治二二年公布の「大日本帝国憲法」は、「天皇」を「元首」と戴く「臣民」から、帝国は編成されると宣言する。ここには「国民」は存在しない。存在するのは

皇帝より一段上位の天皇の臣下たる「臣民」である。その点を考慮すると、本節の項目にあげた「日本型国民国家」とは、要するに「臣民国家」のことを指すとして良いかも知れない。それはともかく、「皇帝」より一枚上位の「天皇」称号に固執した、また固執する日本社会の、社会思想上ならびに政治外交思想上の問題点は、今後とも深く検討する必要がある。それによって、明治維新後のアジア近隣社会、近隣諸国に対する、日本型国民国家たる臣民国家の国際関係樹立方式が論理整合的に説明できると思う。一方に、脱亜入欧思想を念頭におきながらということをおぼろげに忘れることなく。

「天皇なる称号の由来について」(『思想』一九七八年四月号)を、後世の者に書き遺して呉れた碩学宮崎市定、論文末尾部分の一節を引用して、本稿はここで一旦筆をおくことにする。

私の希望を述べることが許されるなら、日本の歴史を日本人にだけ分かる特殊なものにせず、日本は飽くともアジアの中の一國であり、世界と共に歴史を造り、世界の歴史を共有する国であるという事実を忘れないで欲しいことである。

(二〇〇五年十一月五日)

(附記) 本稿の構想の一部は、日本経済思想史研究会第一六回全国大会(於山形県立米沢女子短期大学、二〇〇五年六月二日)の「フォーラム」地方の時代と「藩政改革」で、「国益思想と藩政改革」という論題でとりあげた。